

## 意見書

平成19年3月28日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) どうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(案)に対する意見募集に関し、別紙のとおり意見を提出します。

はじめに、「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(案)(以下、「ガイドライン案」という。)に関しまして、今回このような意見提出の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

以下に弊社共意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願いいたします。

検討項目	具体的内容
1 競争セーフガード制度の目的	<ul style="list-style-type: none"><li data-bbox="1167 624 1980 1043">- 電気通信分野における公正競争確保のために、これまで電気通信事業法(以下、「事業法」という)及び日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT法」という)に基づく各種の競争セーフガード措置が講じられてきたところですが、現状の規制の枠組みでは、NTT 東西と競争事業者間の同等性が担保されておらず、公正競争を実現する上での構造的問題が依然として存在しています。真に公正な競争環境を整備するためには、NTT 東西の実質的機能分離が不可欠であり、こうした問題意識の下に、本制度の厳格な運用がなされるべきであると考えます。</li><li data-bbox="1167 1082 1980 1305">- このような観点から、今回、定期的に現行のセーフガード措置の有効性・適正性について検証するスキームを確立することは有効であると考えますが、その検証はセーフガード措置の運用状況の検証のみならず、セーフガード措置そのものの有効性までを含めて検証がなされる必要があると考えます。</li></ul>

2 指定電気 通信設備制 度に関する 検証	(1) 検証の目的		<ul style="list-style-type: none"> <li>- NTT 東西と競争事業者との間の公正競争要件が十分に整備されていないこと及び公正競争確保のための措置を予め講じるという指定電気通信設備制度の事前規制的性格に鑑み、既存の規制内容を安易に緩和するような運用は認められないものと考えます。</li> </ul>
	(2) 第一種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	
		イ 指定の対象に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 指定対象に関する検証にあたり、事業法第 33 条第 1 項に定める「電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備」という規定に照らして、指定電気通信設備の開放が電気通信市場の公正競争の進展を確保する形で行われているか否かを重点的に検証する必要があると考えます。この検証に際しては、指定電気通信事業者の市場支配力等の影響の有無や実効性のある設備開放ルールの有無について、十分に検証がなされる必要があると考えます。</li> <li>- 具体的には、光ファイバ設備開放において、OSU 共用が実現されていない等、NTT 東西と競争事業者との間の公正競争環境が十分に整備されているとは言えない状況にあり、現状の8分岐単位での接続は、競争事業者にとって構造的にボトルネックとなっています。このように、実質的な競争阻害要因となっている事項についても十分な検証が行われ、直ちに問題点が是正される必要があると考えます。</li> </ul>

			<p>(光ファイバ設備開放における、公正競争確保の構造的問題点の詳細に関しては、別添資料 1 を参照願います。)</p> <p>- 「注視すべき機能」の採用にあたって、「(a) 検証の結果として、現時点においては指定電気通信設備として指定する要件を満たしているとは判断されないものの、市場動向等によってはボトルネック性を有することが懸念される設備」、「(b) 検証の結果として、現時点においては指定電気通信設備の指定を解除するに足る合理的な理由が認められないものの、市場動向等によっては指定電気通信設備の指定を解除する可能性がある」と認められる設備」という二つの考え方が提示されていますが、(a)について規制の対象としない場合、結果的に問題が生じた後の事後的対応では、手遅れとなってしまうことが想定されます。よって、(a)のボトルネック性を有する懸念がある設備については、公正競争確保のための措置を必要かつ十分に講じるとする事業法の事前規制的性格及び現在の指定がネガティブリスト方式により行われていること等に鑑み、「注視すべき機能」と位置づけることなく、当初から指定を行い規制の対象とすべきであると考えます。</p> <p>一方、既存の指定設備の指定の解除については、指定を解除した場合に必要な公正競争環境が確保されることが確実にある場合に限り行われるべきであり、(b)の設備については、いきなり指定を解除することなく、必ず「注視すべき機能」と位置づけることとし、公正競争環境確保の確実性について十分な検証を実施した上で、指定の解除の是非について判断がなされる必要があると</p>
--	--	--	--

			考えます。
	(3) 第二種指定電気通信設備に関する検証	ア 指定要件に関する検証	
		イ 指定の対象に関する検証	
	(4) 禁止行為に関する検証	4-1) 指定電気通信設備に係る禁止行為に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証
			イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証
			<p>- 禁止行為規制の運用状況に関する検証にあたっては、事業法第30条第3項第1号に定める「情報の目的外利用の禁止」についての検証はもちろんのこと、第2号に定める「特定の電気通信事業者に対する差別的な取扱いの禁止」及び第3号に定める「他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉等の禁止」についても十分な検証がなされる必要があるものと考えます。</p> <p>特に、携帯電話事業においては、いわゆる垂直統合型のビジネスモデルが展開される中、事業法第30条第1項の規定による指定を受けた事業者が、ネットワークや端末などの各種レイヤの標準化活動を通じて、他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉等を行っていない</p>

				<p>いかについて十分な検証を行う必要があるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- また、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下、「共同ガイドライン」という）に基づき検証を実施した結果、問題となる行為が確認された場合、適切な是正措置を直ちに実施することはもちろんのこと、確認された問題行為事例を共同ガイドラインに追記するなど、共同ガイドラインの内容の充実を図ることが有効であると考えます。</li> </ul>
		<p>4-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 現状、特定関係事業者としては NTT コミュニケーションズ株式会社のみが指定されているところですが、特定関係事業者の指定については、本来、随時追加等の見直しが行われるべきであると考えます。現在 NTT 東西の子会社等を通じた市場支配力の行使についても議論がなされているところであり、この点からも特定関係事業者の指定範囲の定期的な見直しは不可欠であり、特定関係事業者の指定追加に係る定期的な検証を行うことについても、本ガイドラインに規定すべきであると考えます。</li> <li>- 4-1) イで記載したとおり、共同ガイドラインに基づき検証を実施した結果、問題となる行為が確認された場合、適切な是正措置を速やかに実施するとともに、確認された問題行為事例を共同ガイドラインに追記するなど、共同ガイドラインの内容の充実を図ることが有効であると考えます。</li> </ul>
	<p>(5) 検証結果を踏まえた総務省の対応</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>- 検証の結果、問題となる事例が確認された場合には、所要の措</li> </ul>

		<p>置を可及的速やかに講じることを本ガイドラインにおいて明確化する必要があると考えます。このことは、問題事例・問題行為の放置による競争環境への影響のさらなる拡大を回避するとともに、適正な市場環境を早期に回復するために、重要なものであると考えます。</p>
<p>3 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>(1) 検証の目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- NTT再編、NTTドコモ分離、活用業務認可等の措置は、いずれも電気通信事業に係る規制の中で極めて重要なものであり、本件の検証にあたってはNTT各社の挙証する内容を厳しく審査し、必要十分な検証を実施することが不可欠であると考えます。</li> </ul>
	<p>(2) 検証の対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 活用業務については、認可にあたって付した条件の検証のみならず、活用業務そのものの適正性について、より詳細な検証を行うスキームを確立する必要があるものと考えます。この点については、現在、活用業務ガイドラインの見直しが行われているところですが、あわせて本ガイドラインと活用業務ガイドラインとの関係性を明確にする必要があるものと考えます。</li> <li>- NTT東西の活用業務実施に係る営業面のファイアーウォール確保については、現状ではNTT東西からは社内マニュアルの整備等を行っているとの説明がなされているのみであり、その実効性には疑義があると言わざるを得ませんが、その検証を外部から行うことは極めて困難な状況にあります。このため、①の「実態上の運用面において違則行為がないか否か」の検証において、NTT東西が、運用面の実態まで含めて問題を有しないことを接続事業</li> </ul>

		<p>者を含む関係者に対し十分に挙証できない場合には、NTT 東西に対する実質的な機能分離を直ちに実施する等、営業面のファイアーウォールを構造的に確保することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- また、②において「各公正競争要件について、…その役割を終えたと認められるものがあるか否か検証を行う」とされていますが、NTT グループの構造分離・機能分離等による、さらなる公正競争環境整備に向けた措置がなされない限りは、既存の公正競争要件を見直すことはありえないものと考えます。</li></ul> <p>むしろ、移動体市場の急速な拡大により、NTT ドコモグループが事業法第 30 条第 1 項の規定による指定を受けた事業者として市場支配力を行使しうる立場にある等、現在の公正競争要件が整備された時点と異なる状況にあることを考慮すると、公正競争要件の追加の必要性について検討する必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>- 例えば、「日本電信電話株式会社の移動体事業の分離について（平成 4 年 4 月 28 日郵政省報道発表）」においては、「NTT と新会社との間において行われる取引については、取引を通じた NTT から新会社への補助が行われないようにする」という公正競争要件が規定されていますが、NTT ドコモグループ各社が事業法第 30 条第 1 項の規定による指定を受け、禁止行為等の規制を受けていることを考慮すると、NTTドコモグループにおける固定回線の調達等を通じて、他の NTT グループ会社への補助等が行われることを禁止する等の公正競争要件の追加についても検討する必</li></ul>
--	--	---

		<p>要があると考えます。</p>
	<p>(3) 検証結果を踏まえた総務省の対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 2(5)で記載したとおり、検証の結果、問題となる事例が確認された場合には、所要の措置を可及的速やかに講じることを本ガイドラインにおいて明確化する必要があると考えます。</li> <li>- また、活用業務の検証にあたっては、検証の結果、問題があると判明した場合に、認可条件を追加する等の事後見直しのスキームを整備する必要があると考えます。</li> <li>- 本ガイドライン別紙に定める公正競争要件を必要に応じて現行化するとされていますが、3(2)で記載したとおり既存の公正競争要件を個別に見直すことはありません、むしろ公正競争要件の追加について検討する必要があると考えます。NTT 再編や移動体通信業務分離等の措置は、電気通信事業に係る規制の根幹を成す極めて重要な事項であり、仮に、個別の公正競争要件の廃止について検討を行うのであれば、その前に NTT グループの在り方自体について抜本的な議論を行う必要があると考えます。</li> </ul>
<p>4 検証の具体的手順</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 検証を毎年度実施することには賛同します。しかしながら、検証の具体的な進め方及びスケジュールが規定されておらず、これらを本ガイドラインにおいて明示する必要であると考えます。</li> <li>- また、総務省殿において検証を実施する際には事業法第 166 条に規定される「報告及び検査」の権限を十分に活用していただき、運用面の実態まで踏み込んだ十分な検証が実施されることを期</li> </ul>

	<p>待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- セーフガード措置の有効性・適正性に関する総務省殿の考え方は、検証結果案と併せて意見聴取の対象とし、意見募集や公の場での議論を通じた NTT 各社の挙証内容を検証した上で、最終的な検証結果が提示されるべきであると考えます。 (弊社共の提案する具体的な検証の流れについては、別添資料2を参照願います。)</li> <li>- ガイドライン案では、「競争評価との有機的連携を図ること」とされていますが、現状の競争評価は政策策定に直結しないものとして運用されているところであり、競争評価の運用目的を規制の改廃に直結させる場合には、適切な評価をより透明な形で実施可能とすべく、競争評価制度を抜本的に見直すことが必要であると考えます。</li> </ul>
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 本ガイドラインについては、「概ね 3 年ごと」に見直しを実施することとされていますが、競争セーフガード制度について運用の不備等が生じた場合には、適宜見直しを行うことが適当と考えます。</li> </ul>

以上